

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に関する意見書

2014年（平成26年）6月18日  
日本弁護士連合会

当連合会は、2014年5月30日付けで、金融庁において公表され、意見募集がなされている「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）について、以下のとおり意見を述べる。

## 第1 意見の趣旨

- 1 商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘に関し、①勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすること（金融商品取引法施行令の一部改正（案）第16条の4第2項第1号ニ）、②商品関連市場デリバティブ取引に関し、勧誘受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止すること（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正（案）第117条第8号の2）について、賛成する。
- 2 ただし、個人顧客の適用除外の要件として、単に当該金融商品取引業者等に口座開設しているのみとすることは広きに失するので、投資リスクの高い有価証券やデリバティブ取引の経験があること等を追加すべきである。

## 第2 意見の理由

- 1 商品先物取引における不招請勧誘の規制については、商品先物取引法第214条第9号に禁止規定が設けられているところ、これは、長年、同取引による苦情・トラブルが絶えず、深刻な被害を出してきたことから、2009年の同法改正（2011年施行）により導入された規定であり、その結果、商品先物取引に関する苦情相談は大幅に減少した。

他方で、金地金取引やスマートCX取引（損失限定取引）を端緒に、商品先物取引を勧誘し、トラブルとなる事例が現在も報告されている。その意味で、投機性の高い商品先物取引に関して、不招請勧誘禁止規制を維持する必要性は、

現在も変わらないというべきである。

2 金融商品取引法施行令の一部改正（案）（以下「施行令改正案」という。）第16条の4第2項1号ニ及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正（案）（以下「内閣府令改正案」という。）第117条第8号の2は、商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾の意思確認義務，再勧誘禁止の対象とし，かつ，その意思確認の方法として，一定の取引関係にない個人顧客に対して，訪問・電話によることを禁止する点で，実質的には，不招請勧誘の禁止と同一の効果を期待することができる。その意味で，施行令改正案及び内閣府令改正案は，高く評価することができる。

3 他方で，内閣府令改正案第117条第8号の2では，当該金融商品取引業者等に口座開設している個人顧客を適用除外としている。現在，取引関係のない休眠口座のみの個人顧客，あるいは国債や地方債，MMF（マネー・マネジメント・ファンド）といった投資元本の比較的安全な個人顧客に対して，商品関連デリバティブ取引の訪問・電話勧誘が可能となってしまうのは，不適切である。そのため，投資リスクの高い有価証券やデリバティブ取引の経験があることを適用除外の要件に追加すべきである。

仮に上記のような要件を設けなくても，少なくとも，投機取引の意向や経験，余裕資金のない顧客に対し商品関連デリバティブ取引の勧誘がなされないよう，厳格な取引開始基準を自主規制ルールとして設けさせるべきである。

4 経済産業省及び農林水産省は，商品先物取引の出来高が大幅に減少していることを理由として，7日間の熟慮期間等のある契約を設定することにより，70歳未満の顧客に対する不招請勧誘を認めるという内容の商品先物取引法施行規則の改正案（同規則改正案第102条の2第2号）を2014年4月5日に公表し，パブリックコメント募集を行った。しかし，同規則改正案は，不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするもので，明らかに不当であると言わざるを得ない。

5 先物取引業界には，不招請勧誘禁止規制導入の結果，商品先物取引の出来高が大幅に減った，あるいは，規制が厳しすぎるとの意見があるようである。

しかし，FX取引（外国為替証拠金取引）では，不招請勧誘禁止規制導入の結果，悪質な業者が淘汰され，手数料競争が働き，新規の商品が開発されるなど，市場が活性化され，その市場規模は1800兆円以上に拡大している。

不招請勧誘禁止規制導入の影響のみで，商品先物取引の出来高が低迷しているわけではないにもかかわらず，無差別の訪問・電話勧誘という旧態依然としたビジネスモデルによって，市場を活性化させようとするのは，本末転倒であ

る。

- 6 商品先物取引において、消費者トラブルのない商品先物取引市場が期待されており、投資家保護と公正な商品市場の発展のために、適正な行為規制が定められるべきである。

以 上